

金融商品の時価等の開示について——改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の解説

企業会計基準委員会
研究員 嶋田 和洋

I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成 20 年 3 月 10 日に改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「改正会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「本適用指針」といい、改正会計基準と合わせて「改正会計基準等」という。）を公表した¹。ASBJ では、改正会計基準等に関する公開草案を平成 19 年 7 月に公表しているが、受領したコメントをもとに同年 9 月から検討を再開し、平成 20 年 2 月 28 日の第 147 回企業会計基準委員会での承認を経て最終公表に至っている。

本稿では、改正会計基準等の概要について解説するが、本文の意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りしておく。

II. 公表の経緯

これまで金融資産については、時価評価を基本としつつ、その属性及び保有目的に応じた会計処理が定められ、また、有価証券やデリバティブ取引の時価等の開示が行われてきた。近年、証券化の拡大や金融商品の多様化等、金融取引を巡る環境が変化する中で、それ以外の金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえ、今般、改正会計基準等において時価等の開示の対象をすべての金融商品に拡大するとともに、金融商品の状況に関する事項について開示の充実を図ることとした。

なお、改正会計基準は企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）を改正し、金融商品の時価等の開示について拡充を図るものであり、本適用指針は当該開示を行う際の指針を定めるとともに開示例を示し、実務における理解に資することを意図したものである。

III. 金融商品の時価等の開示

1. 時価等の開示の対象となる金融商品

時価等の開示は、原則として金融商品会計基準等（金融商品会計基準及びその実務指針や本適用指針以外の適用指針を含む。）が適用されるすべての金融商品について適用される。

具体的には、これまで時価開示が行われてきた有価証券やデリバティブのみならず、貸

¹ ASBJ のホームページ (<http://www.asb.or.jp/>) を参照。

付金・借入金等の金銭債権債務を含む金融商品全体が対象となる。一方で、金融商品会計基準等の対象外である保険契約や退職給付債務、また、新株予約権など純資産の部に計上されることとなるものは時価等の開示の対象とならない。

金銭債務の時価情報の注記については、当該金銭債務を負う企業自身の信用リスクを反映させた場合、当該信用リスクが増加したときにはその時価が減少し、投資者にとって有用な情報の提供とはならないのではないかとの見方がある。しかしながら、金銭債務の時価を注記することは当該時価を財務諸表に反映することとは異なること、当該企業の資金調達活動の一端を外部に示すこととなるため意義があるという意見があること、さらに国際的な会計基準では開示することとされていることなどから、改正会計基準等では金銭債権のみならず金銭債務の時価も開示対象とすることとしている²(本適用指針第 11 項参照)。

また、本適用指針第 24 項及び第 25 項において、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」に関連し、ファイナンス・リース取引に伴うリース債権又はリース債務などへの本適用指針の適用につき、考え方の整理が行われている。

なお、これまで、「時価をもって貸借対照表価額とする有価証券」のうち「市場価格のないもの」(時価がない(市場価格も、合理的に算定された価額もない)もの)は、例外的な取扱いとして、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された価額を持って貸借対照表価額とすることとされてきたが(改正前の金融商品会計基準第 19 項)、金融商品の時価情報に関する開示の充実を定めた改正会計基準においては、当該開示の実効性を高めることを目的として、時価が開示されないこととなる金融商品が、「時価を把握することが極めて困難と認められるもの」に限定されたことから、前述の例外的な取扱いはこの「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に限定されることとなった(改正会計基準第 81-2 項)。この取扱いの変更により、これまで市場価格のない有価証券のうちの社債その他の債券について、改正会計基準等の適用に伴い、時価を把握することが困難と認められるもの以外の有価証券に該当することとなる場合があるが、その場合には、改正前の金融商品会計基準及びその具体的な指針(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 93 項)に基づき一般債権に準じて算定されている当該債券の償還不能見積高を戻し入れることとなる(本適用指針第 42 項)とされている。

2. 注記事項

改正会計基準等では、「金融商品の状況に関する事項」及び「金融商品の時価等に関する事項」として、次の事項を注記することとしている。ただし、重要性が乏しいものは注記

² 一方で、金銭債務を含む金融負債については、これまでと同様、原則として貸借対照表において時価評価の対象としないことが適当であるとし、これをさらに見直すことについては、企業活動の成果や金融商品の保有目的との関係の整理、金融商品以外の資産及び負債(非金融商品)における取扱いとの関係など、なお検討を要する問題が残されているとの認識が示されている(改正会計基準第 120 項)。

を省略することができ、また連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないこととされている。

(1) 金融商品の状況に関する事項（改正会計基準第 40-2 項(1)、本適用指針第 3 項参照）

これは、いわゆる定性的情報であり、これまでデリバティブ取引については、取引に係るリスクの内容やリスク管理体制等の取引の状況を開示することとされてきたが、改正会計基準等ではこれを金融商品全般に広げている。

① 金融商品に対する取組方針

金融商品の取組方針には、金融資産であれば資金運用方針、金融負債であれば資金調達方針及びその手段（内容）、償還期間の状況などを記載することとしている。また金融資産と金融負債との間や金融商品と非金融商品との間に重要な関連がある場合には、その概要を記載する。これには、設備投資目的に長期の借入を行っている場合、借入金等に係る金利変動リスクを回避するためにデリバティブを利用している場合などが該当する。さらに、金融商品の取扱いが主たる業務であるような企業であれば、当該業務の概要について記載することを求めている（本適用指針の参考（開示例）3. 金融業 1. (1)を参照）。

② 金融商品の内容及びそのリスク

金融商品の内容には、取り扱っている主な金融商品の種類やその説明が含まれる。金融商品のリスクには、取引相手先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）や市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）、支払期日に自身が支払を実行できなくなるリスク（資金調達に係る流動性リスク）を記載する。また、金融商品に係る信用リスクが、ある企業集団、業種や地域などに著しく集中している場合に、その概要を記載することが明記されたが、借入金等の金融負債についても特定の企業又は企業集団に著しく集中している場合にはその概要を記載することが望ましいとされている。

なお、金融商品の内容及びそのリスクに関する記載には、現物の金融資産又は金融負債（現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がないことなどにより一体として処理している其他複合金融商品を含む。）のうちでリスクが高いものや、デリバティブ取引の対象物の価格変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい特殊なものについては、その概要（貸借対照表の科目や計上額、商品性（金利、償還期限等）に係る説明など）が含まれることに留意することとされている。現行でも、時価のない有価証券でリスクが高いものを保有している場合における当該有価証券の商品性（金利、償還期限等）に係る説明や、デリバティブ取引の対象物の価格変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい特殊な取引に係るリスクの説明は、注記することとされており、本適用指針においても、この考え方を引き継ぐものとしている。

その他、デリバティブ取引については、これまでと同様に、取引の内容、取引に係るリスクに加え、取引の利用目的（ヘッジ会計を行っている場合には、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等についての説明を含む。）を

記載する必要がある。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

取り扱っている金融商品に係るリスク管理方針、リスク管理規程及び管理部署の状況、リスクの減殺方法又は測定手続等を記載するものとしている。

なお、改正会計基準等では、ベシス・ポイント・バリュー³やバリュー・アット・リスク⁴等により把握された市場リスクに係る定量的なリスク情報については、大半の企業については任意開示とするものの、一定の要件を満たす企業については開示を求めることとしている。すなわち、総資産及び総負債の大部分を占める金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要であり、主要な市場リスクに係るリスク変数（金利や為替、株価等）の変動に対する当該金融資産及び金融負債の感応度が重要な企業は、市場リスクに関する定量的分析を行っている金融商品か否かに応じて、次のア又はイの事項を記載することとしている。

ア リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品については、当該分析に基づく定量的情報及びこれに関連する情報（利用状況、算定方法や主な前提条件、これらが前年度と異なる場合にはその旨及び理由などを含む。）

イ リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用していない金融商品については、

(i) リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用していない旨

(ii) リスク変数の変動を合理的な範囲で想定した場合における貸借対照表日の時価の増減額及びこれに関連する情報（算定方法や主な前提条件、これらが前年度と異なる場合にはその旨及び理由などを含む。）。当該情報が当該企業の市場リスクの実態を適切に示していないと考えられる場合（例えば、貸借対照表日現在の金融資産又は金融負債に関連する主要な市場リスクが、期中の当該リスクを反映していない場合）には、その旨及びそのように考える理由を追加する。

市場リスクに関する定量的情報の注記が求められる企業かどうかは、事業目的に照らした金融商品の重要性や、リスク変数の変動に対する当該金融商品の感応度との関係を踏まえて判断されるが、その対象企業は限定的と考えられ、一般的には、金融商品を利用して又はその価値の増加によって利益獲得を目指すような事業目的を有している銀行や証券会社、ノンバンク等が想定されている（本適用指針第18項参照）。

なお、公開草案でも触れたように、市場リスクに関する定量的情報については、算定手法が単一でなく、取り扱っている金融商品の量やデータの蓄積状況など、企業に

³ 例えば、金利が1ベシス（0.01%）変化したときの価値の変動のこと。

⁴ 市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、ある金融商品に生じ得る損失額の推計値のこと。

よって大きく異なるものである。このため、関連する情報として算定方法や主な前提条件の記載を求めているが、利用にあたっての留意点や限界等についても記載することが望ましいとしている（本適用指針第 19 項参照）。この情報の利用者にとっては、このような留意点や限界等を踏まえて情報を利用することが望まれる。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明には、金融商品の時価に関する重要な前提条件などを記載するものとしている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項（改正会計基準第 40-2 項(2)、本適用指針第 4 項及び第 5 項参照）

前述したように、これまで、有価証券やデリバティブ取引については時価等の開示が行われてきたが、改正会計基準等では、その対象を金融商品全体に広げている。これを受けて本適用指針では、金融商品の時価等に関する事項の開示の充実を図る一方で、財務諸表との関連を明確にし、各金融商品に関する情報を整理することとしている。したがって、時価等の注記は原則として貸借対照表の科目ごとに行われることとなる（ただし、貸借対照表上「その他」に含められている項目の開示を妨げるものではない。）。

金融商品の時価等に関する事項は、具体的には次に掲げるとおりである。

① 原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額並びに当該時価の算定方法を注記する。

ただし、貸借対照表上、有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付した科目をもって掲記していない場合であっても、有価証券及びデリバティブ取引の注記は必要となる。また、貸借対照表上の掲記にかかわらず、有価証券については、流動資産における項目と固定資産における項目とを合算して注記することができ、デリバティブ取引については、資産項目と負債項目とを合算して注記することができることとされている。

なお、金融商品の時価は、金融商品会計基準等に定める時価に基づいて算定するものとされている。（本適用指針の参考（開示例）においては、時価の開示が新たに求められることとなった貸付金・借入金等の金銭債権債務を含む金融商品の時価の算定方法の記載例が示されている。）。

② 有価証券については、①に加えて、保有目的ごとに定める事項、保有目的の変更に関する事項及び減損処理に関する事項を注記する。有価証券については、これまで、保有目的ごとの区分に応じて、貸借対照表計上額や時価のほか、売却額や売却損益などの開示が行われてきている。改正会計基準等においても、原則としてこれらの注記事項を引き継ぐものとしている。なお、その他有価証券の決算時の時価については、期末前 1 カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる（金融商品会計基準（注 7））が、本適用指針において開示される時価についても当該価額を用いることができるとされている。

最後の減損処理に関する事項については、これまで有価証券の時価情報の開示にあたり、当期中に有価証券の減損処理を行った場合に減損処理を行った旨及び減損処理額を注記している場合が多かったことから、これまでの実務慣行を明示したものである。

- ③ デリバティブ取引については、①に加えて、取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとに、「ヘッジ会計が適用されていないもの」及び「ヘッジ会計が適用されているもの」に区分し、契約額、時価及び評価損益等を注記する。

これまで、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、注記において時価等に関する事項から除くことができるとされていた。しかしながら、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益の相殺やヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の回避が常に完全になされるわけではないこと、また、ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引と合わせ、デリバティブ取引全体の定量的な情報を開示する方が、金融商品全体について時価の開示を拡充するなかで財務諸表との関連や他の金融商品との関係が明確になると考えられること、さらに国際的な会計基準では、ヘッジ会計が適用されている場合でも定量的な情報を開示することとしていることなどから、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引についても時価等を開示することとされている（本適用指針第 34 項参照）。なお、同様の内容が開示されるのであれば、その形式は必ずしも重要ではなく、例えば、デリバティブ取引全体を一括して示した上で、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引に関してヘッジ会計の状況を明瞭に示すことも可能と考えられるとされている。

- ④ 金銭債権及び満期がある有価証券（ただし、売買目的有価証券を除く。）については、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記する。なお、有価証券及び投資有価証券については、その他有価証券及び満期保有目的の債券の別に、それぞれ有価証券の種類ごと（株式及び債券等をいい、債券である場合には債券の種類ごと）に注記することとされている。また、公開草案に対するコメントを受けて、破産更生債権等など、償還予定額が見込めず償還予定額の記載に含めていない場合には、その旨及び金額を別途開示することが適切と考えられるとの文言が挿入されている。
- ⑤ 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債については、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記する。
- ⑥ 金銭債務については、貸借対照表日における時価の開示に加えて、(a)約定金利に金利水準の変動のみを反映した利子率で割り引いた金銭債務の金額又は(b)無リスクの利子率で割り引いた金銭債務の金額のいずれかを開示することができる。ただし、この場合には、当該金額の算定方法及び時価との差額について適切な補

足説明を行う。

前述したように、金銭債務の時価情報の注記については、企業自身の信用リスクが増加した場合当該時価が減少するため、投資者にとって有用な情報を提供することにならないのではないかという見方があり、これに対処したものである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記していない金融商品については、当該金融商品の概要、貸借対照表計上額及びその理由を注記することとしている。

3. 四半期財務諸表における注記事項

本適用指針の結論の背景では、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」に定められた取扱いのうち、時価等の開示に関連する事項を留意的に記載している（本適用指針第40項）。すなわち、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」には、前年度と比較して著しく変動している場合、次の事項が含まれることに留意する必要があることを示している。

- (1) 時価のある満期保有目的の債券については、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額、時価のあるその他有価証券については、有価証券の種類（株式及び債券等）ごとに四半期会計期間末における四半期貸借対照表計上額及び取得原価又は償却原価とその差額
- (2) デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）については、取引の対象物の種類（主な通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとの契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益

なお、同基準では、これを上回る開示を行うことを妨げるものではないとしている。

IV. 適用時期

改正会計基準等は、原則として平成22年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用するものとされ、四半期財務諸表に関しては、翌事業年度から適用することとされている。なお、改正会計基準等は、原則適用の事業年度の期首又はそれより前の事業年度の期首から適用することも妨げられない。

また、「Ⅲ. 2 (1) ③ 金融商品に係るリスク管理体制」で述べた市場リスクに係る定量的情報の開示ア及びイについては、平成23年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することができるものとされている。

以上